

2

上位計画と国・東京都の方針

1 序論

- 1 地域公共交通計画の意義
- 2 府中市地域公共交通計画の概要
- 3 府中市地域公共交通計画の全体像

2 上位計画と国・東京都の方針

- 1 府中市の上位計画における都市像
- 2 国・東京都の地域公共交通に関する方針

3 府中市の地域公共交通の現状

- 1 府中市の概況
- 2 地域公共交通の現状
- 3 コミュニティバス事業の評価・検証
- 4 市民の移動実態

4 府中市の地域公共交通の問題点と課題

- 1 府中市の地域公共交通の課題
- 2 問題点と課題
 - (1) 市中心部への移動に関する問題点と課題
 - (2) 地区内の移動に関する問題点と課題
 - (3) 地区間・市内外への移動に関する問題点と課題
 - (4) 公共交通の利用環境に関する問題点と課題

5 基本的な方針

- 1 府中市地域公共交通計画の基本的な方針

誰もが自由に移動ができる

- ・交通弱者の移動が確保された公共交通
- ・若者や子育て世代も移動しやすい公共交通
- ・来訪者も円滑に移動できる公共交通

まちづくりと連携した

- ・福祉や観光などの他分野と連携した公共交通
- ・まちの変化や新たな拠点と連携した公共交通
- ・デジタル技術の発展と連携した公共交通

持続可能な地域公共交通

- ・財政負担が適正化された公共交通
- ・市民、事業者等と協働でつくる公共交通
- ・脱炭素社会の実現に寄与する公共交通

- 2 本市の地域公共交通のあるべき姿のイメージ

6 目標・評価指標

- 1 計画目標

- 1 市内各所から市中心部へのアクセスを効率的・効果的に確保する
- 2 地区内における生活・移動をより便利にする
- 3 地区間や市内外への移動の利便性を維持・向上する
- 4 年齢やライフステージ、身体状況等によらず、市民が必要な移動ができるようにする
- 5 誰もが安心・快適に移動できるようにする
- 6 交通サービスを将来にわたり提供できるようにする

- 2 計画目標ごとの評価指標・目標達成の方向性

7 施策・事業

- 1 施策展開の基本的な考え方
- 2 施策一覧
- 3 事業一覧
- 4 施策展開図
- 5 階層による施策・事業の整理
- 6 事業内容

8 推進体制・評価方法

- 1 計画の推進体制
- 2 PDCAサイクルによる評価・検証
- 3 評価指標・数値目標

1 府中市の上位計画における都市像

本市の地域公共交通のあるべき姿の検討に当たっては、最上位計画である第7次府中市総合計画と本市の都市整備の方向性を示す基本計画である府中市都市計画マスタープランに掲げる都市像との整合を図る必要があります。

(1) 第7次府中市総合計画におけるまちづくりの基本理念、都市像及び基本目標

第7次府中市総合計画では、「きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」を都市像として掲げ、4つの基本目標を定めています。この中で、公共交通に関する基本目標は、都市基盤・産業を対象とした4の「魅力あふれる うるおいと活力のあるまち」です。

都 市 像

わたしたちは、まちづくりの基本理念を踏まえ、
 「人と人とのつながりを紡いで“きずな”という力にして」
 「未来を拓く強い意志で何事にも取り組み」
 「誰もが心ゆたかに日々の生活を送ることができるまち」
 を目指して、

『きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中』

を都市像として掲げます。

基 本 目 標

基本目標1

人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるまち

保健

福祉

基本目標3

多様性を認め合い 人と文化が磨かれるまち

文化

学習

基本目標2

緑とともに暮らせる 快適で安全安心なまち

生活

環境

基本目標4

魅力あふれる うるおいと活力のあるまち

都市
基盤

産業

出典：第7次府中市総合計画

(2) 第7次府中市総合計画における公共交通に関する施策

基本目標4の「魅力あふれる うるおいと活力のあるまち」を実現するための基本施策のうち、基本施策4-1では「快適で住みやすいまちづくりの推進」を掲げています。

この基本施策によって目指すまちの姿のうち、公共交通に関するものは、鉄道やバス、タクシーなどの公共交通ネットワークが形成され、環境保全に配慮した利便性の高いまちになっていること、バリアフリー化と情報化が進み、誰もが公共交通を利用しやすい環境が整っていることの2つです。

また、基本施策4-1を実現するための、より具体的な施策のうち公共交通に関するものは、「施策58 公共交通の利便性の向上」です。

公共交通に関する施策

前期基本計画

第4章

分野別の施策

4

都市基盤

産業

魅力あふれる うるおいと活力のあるまち

基本施策4-1 快適で住みやすいまちづくりの推進

施策58

公共交通の利便性の向上

■めざす姿(施策の目的)

鉄道やバス、タクシーなどの公共交通ネットワークが形成されるとともに、バリアフリー化や情報化が進むことにより、誰もが公共交通を快適に利用することができる環境が整っています。

■現状と課題

コミュニティバスの運行により、市内の交通不便地域についてはおおむね解消している状況がありますが、年々運行事業に要する経費は増加しているため、受益者負担の観点も踏まえて効率的な運行手法を検討する必要があります。また、鉄道事業者やバス事業者に対しては、更なる安全性の確保や利便性の向上を図るため、バリアフリー施設の整備等を継続して要望することが求められています。さらには、少子高齢化の進行により労働人口の減少が見込まれる中、公共交通ネットワークの在り方について、将来を見据えた視点で整理することが必要です。

■施策の方向性

- コミュニティバスについては、その運行を補助しつつ、社会情勢の変化や都市基盤の整備状況、市民ニーズや利用状況を把握した上で、他の交通手段との役割分担を検証するなど、持続可能な事業運営や利便性の向上に向けた検討を行います。
- 鉄道やバスなどの更なる安全性の確保や利便性の向上を図るため、ホームドア^{*50}等のバリアフリー施設の整備等について交通事業者に対して要望し、バリアフリー化に要する費用の一部を助成するとともに、多摩都市モノレール事業及びJR中央線複々線化事業についても、関係市と連携を図り、関係機関に対して引き続き、事業の促進を要請します。
- 持続可能な公共交通ネットワークの形成に当たっては、現行の公共交通機関のみならず、シェアサイクル^{*51}など様々な交通手段との連携を含めて検討した上で、各種取組を進めていきます。



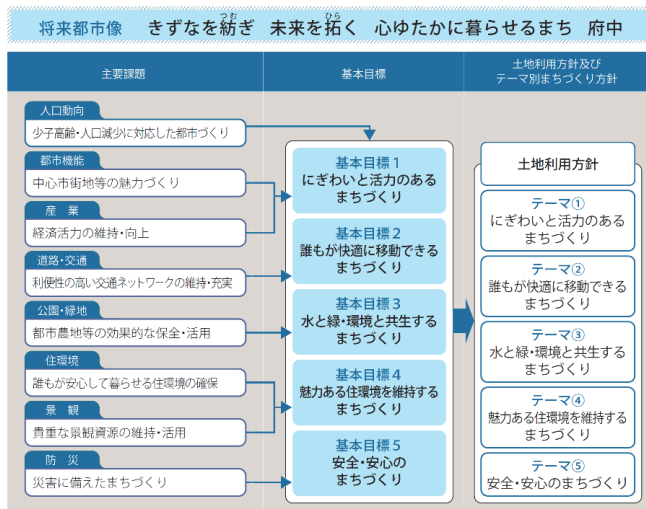
コミュニティバス「ちゅうバス」

(3) 府中市都市計画マスタープランにおけるまちづくり方針

府中市都市計画マスタープランでは、「きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」を将来都市像として掲げ、5つの基本目標を定めています。この中で、公共交通に関する基本目標は、2の「誰もが快適に移動できるまちづくり」です。

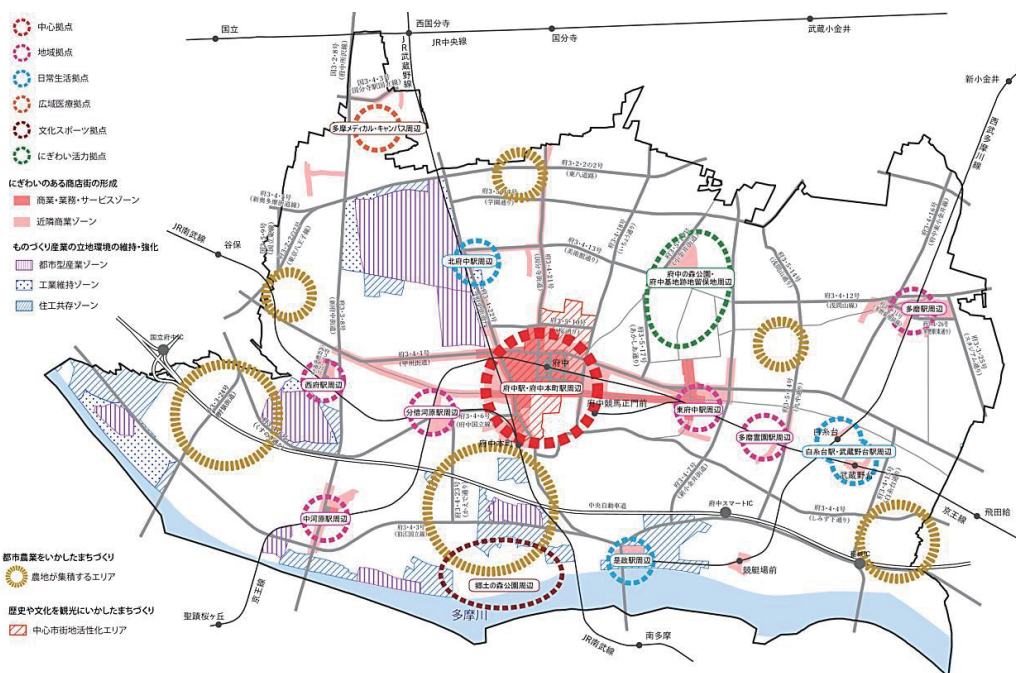
将来都市像・基本目標

都市計画マスタープランでは、将来都市像及び基本目標を以下のように設定します。5つの基本目標を実現するため5つのテーマ別まちづくり方針を定めました。なお、土地利用方針は5つのテーマ別まちづくり方針に関わる包括的な方針としています。



出典：府中市都市計画に関する基本的な方針

基本目標1 にぎわいと活力のあるまちづくり方針図

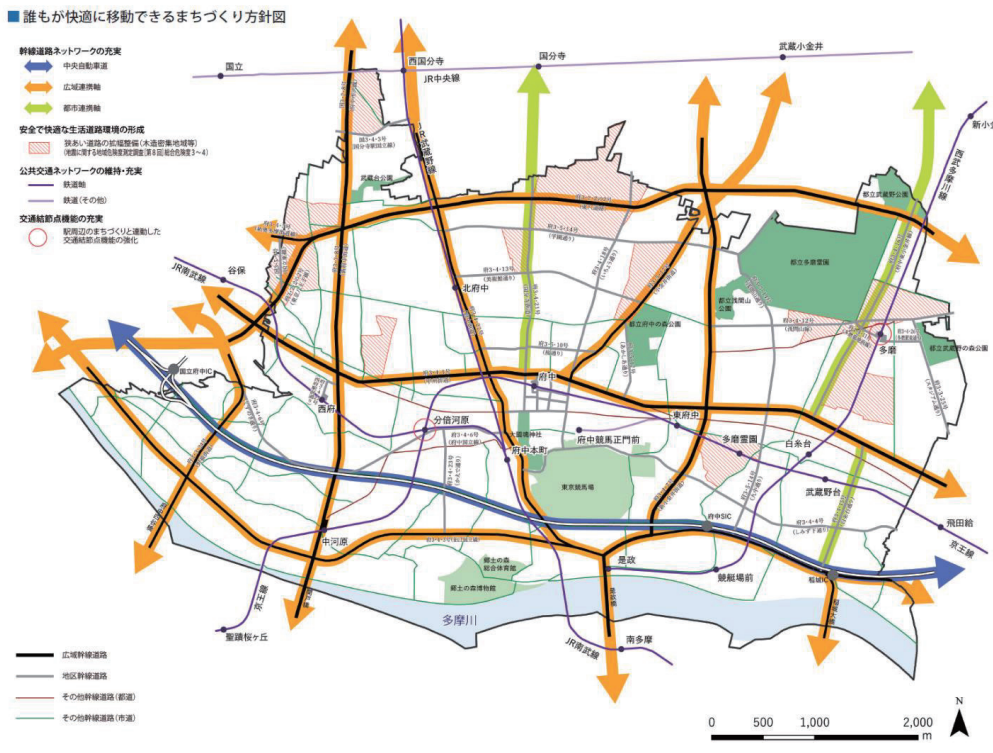


出典：府中市都市計画に関する基本的な方針

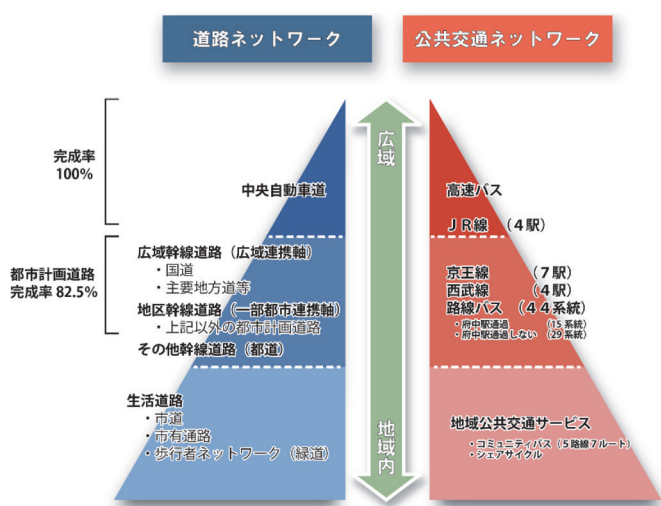
(4) 府中市都市計画マスタープランの「誰もが快適に移動できるまちづくり」の基本的な考え方

「誰もが快適に移動できるまちづくり」に向けた基本的な考え方のうち、公共交通に関するものとして、誰もが快適に移動できるように、バスや鉄道などの公共交通ネットワークの維持・充実を促進するとともに、自転車の利用環境の充実を推進すること、鉄道駅を中心に、各種交通の乗換えなどの交通結節機能の充実、駅周辺のバリアフリー化を進めることなどを掲げています。

基本目標2 誰もが快適に移動できるまちづくり方針図



府中市の都市基盤（道路・公共交通）の階層的なネットワーク



令和2年4月1日現在

出典：府中市都市計画に関する基本的な方針

2 国・東京都の地域公共交通に関する方針

地域公共交通計画は、国の定める基本方針に基づいて作成することとされているほか、東京都は、東京の地域公共交通が目指すべき姿の実現に向けた取組の方向性を示す基本方針を策定していることから、本計画の策定に当たっては、国や東京都の地域公共交通に関する方針との整合を図る必要があります。

(1) 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（国）

国が定める基本方針は、活性化再生法第3条の規定に基づき、「地域のニーズや課題に最も精通した地方自らによる地域公共交通の在り方についての主体的な検討と、それに基づく地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する取組を推進するための基本的な方針」として定められています。

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針の記載事項

- 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項
 - 1 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義
 - 2 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の目標
 - (1) 住民、来訪者の移動手段の確保
 - (2) 地域社会全体の価値向上
 - ①コンパクトなまちづくりの実現 ②まちのにぎわいの創出や健康増進
 - ③観光振興施策との連携による人の交流の活発化 ④地球温暖化対策をはじめとする環境問題への対応
 - (3) 安全・安心で質の高い運送サービスの提供等
 - ①安全・安心な運送サービスの提供 ②シームレスな運送サービスの提供
 - ③定時性の確保、速時性の向上 ④乗りたくなるサービスの提供
 - (4) 新たな技術やサービスの活用による利便性向上の促進
 - ①新たな技術を活用した利用者の利便性向上 ②新たなモビリティサービスを活用した利用者の利便性向上
 - ③データの共有・利活用の促進
- 二 地域公共交通計画の作成に関する基本的な事項
- 三 地域公共交通特定事業その他の地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項
- 四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項
- 五 新モビリティサービス事業に関する基本的な事項
- 六 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項
- 七 その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

出典：地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針

(2) 東京における地域公共交通の基本方針（東京都）

東京都の定める基本方針は、「『未来の東京』戦略」、「都市計画区域マスタープラン」及び「都市づくりのグランドデザイン」で掲げた都市像の実現に向け、東京都として取組の方向性を示し、関係者間でビジョンを共有することを目的として定められています。

東京都における地域公共交通の理念

多様な主体の参画と、まちづくりとの連携により、
地球環境と調和し、様々なニーズにきめ細かく対応できる、
持続可能な地域公共交通サービスを実現

東京都の基本方針における地域区別の目指すべき将来像

新都市生活創造域



- ・身近な中心地となる、主要なバス停と端末交通との結節点において、地域のインフラストックに適した輸送モードの導入等により、きめ細やかな移動サービスが充実するとともに安全で快適な歩行者空間が生まれ、生活利便性が向上している。
- ・交通結節点には多様なモビリティが集まり移動の選択肢が広がるとともに、平時・発災時問わず、まちや交通の情報が集まる場として機能している。
- ・域内の多数の居住者の、通勤・通学移動、身近な公園・自然地や商業施設への移動手段が、利用者目線で検討がなされ、行政界を感じることなく快適・便利に移動できるようになっている。

多摩広域拠点域



- ・団地広場等の身近な中心地にシェアオフィスや交通結節機能等が付加され、コミュニティ形成の場としても機能している。
- ・多様な主体の協力の下、グリーンスローモビリティ等を用いて運営される移動サービスが、高低差を抱える地域でも気兼ねな外出を支えている。
- ・身近な地域内の移動や、リニア、モノレール等と生活の場との移動が充実し、多様な世代が快適に暮らしている。

出典：東京における地域公共交通の基本方針

